

若年がん患者在宅療養支援事業助成金のご案内

津島市では、若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅などで療養生活が送れるよう在宅サービスや福祉用具の貸与・購入費用の一部を助成します。

対象者

①～③全てを満たす方

- ①津島市に住民登録があり、サービス利用時において0歳以上40歳未満の方
※ ただし、福祉用具の貸与・購入の利用については、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない方に限る。
- ②がん患者の方（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断された方）
- ③在宅生活の支援及び介護が必要な方

対象サービス

①在宅サービス

訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導 夜間対応型訪問介護

②福祉用具の貸与

手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 車いす 車いす付属品 特殊寝台
特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
自動排泄処理装置

③福祉用具の購入

腰掛便座 自動排泄処理装置の交換可能部品 入浴補助用具 簡易浴槽
移動用リフトのつり具の部分

助成額

対象サービス利用料の9割相当額【上限54,000円/月】

(例)1か月60,000円サービスを利用→助成額54,000円、自己負担6,000円

※生活保護世帯は10割助成（上限60,000円/月）

助成の流れ

①保健センターへ助成金交付申請（お電話でも可。申請前に一度ご相談ください。）
交付決定後に受けるサービスが助成の対象となります。

【提出書類】（申請書・意見書はホームページからダウンロードできます）

- ・津島市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書
- ・主治医意見書
- ・生活保護受給者証明書（生活保護受給者のみ）

②助成金交付決定の通知

助成金の交付決定をしたときは、市から交付決定を郵送します。

③対象サービスの事業者へ依頼

依頼はご家族・ご自身で行ってください。

④対象サービス利用料の支払い（1か月分）

対象サービス利用料は、事業者にお支払いください。

領収書とサービス内容・金額が記載された明細書を発行してもらってください。

⑤市に助成金の請求（通常1か月ごと）

【提出書類】

- ・津島市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付請求書
- ・領収書及び明細書（対象サービスの事業者が発行したもの）

⑥審査、振込口座へ入金

請求から入金まで1か月程度かかります。

※ 40歳からは介護保険制度の対象となり、サービス内容が変更になる場合があります。

※ 他の公的制度から支給される場合は、本事業では支給できません。

※ この事業は、愛知県が実施する若年がん患者在宅療養支援事業に基づき行っています。



申し込み・問い合わせ 〒496-0863 津島市上之町1-60

津島市保健センター ☎0567-23-1551